

# 重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

## 1 事業所の概要

事業所名	野々市市本町地区地域包括支援センター
所在地	〒921-8814 野々市市菅原 1-13
事業所指定番号	1701300046
管理者	入川 尚子
連絡先	電話番号 076-246-8005 F A X 番号 076-246-8006
営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
担当地区	本町（1～6丁目）、若松町、菅原町、横宮町、高橋町、扇が丘、住吉町 菅原団地、白山町

## 2 事業所の職員体制

職種	人員	業務内容
管理者	1名 社会福祉士と兼務	業務統括等
保健師等	1名（常勤 1名、非常勤 名）	介護予防支援及び介護 予防ケアマネジメント
社会福祉士等	2名（常勤 1名、常勤兼任 1名）	
主任介護支援専門員	1名（常勤 1名、非常勤 名）	
その他の職員	名（常勤 名、非常勤 名）	

## 3 運営方針

- (1) 要支援者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、総合的かつ効率的に提案して支援をします。
- (2) 要支援者等の意志及び人格を尊重し、常に要支援者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉との連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

## 4 利用者負担金

利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

## 5 サービス内容

地区地域包括支援センターでは、次のサービスを提供します。

- (1) 介護予防サービス・支援計画書作成の支援
- (2) 経過観察、再評価
- (3) 施設入所への支援
- (4) 介護予防サービス・支援計画書の変更
- (5) 要支援認定等の申請に係る援助

## 6 入院時における医療と介護の連携

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、計画作成担当者の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただくことになります。

## 7 指定介護予防サービス事業者等の紹介等

利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けるにあたり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護予防ケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。

## 8 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 適切な介護予防支援等を実施するため、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を決定します。

(2) 事業所の都合により、担当者を交替することがあります。担当者を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

なお、選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当者の交替を申し出ることができます。ただし、特定の担当者の指名はできません。

## 9 緊急時の対応

事業者は、サービス提供にあたり事故、利用者のけが及び体調の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに医療機関等へ連絡する等の適切な措置をします。また、利用者のご家庭を訪問中に、天災その他災害が発生した場合は、可能な範囲で利用者の避難等、必要な措置をします。

10 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります

(2) 虐待防止のための指針を整備します

(3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます

## 11 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります

(2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します

(3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します

## 12 業務継続計画

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。定期的に当該計画を見直しと、必要に応じた変更を行います

## 13 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご相談ください。

事業所相談窓口	電話番号 076-246-8005 FAX番号 076-246-8006 相談員 センター長 入川 尚子
---------	--

次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

野々市市介護長寿課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	野々市市三納一丁目1番地 076-227-6066 076-227-6252 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)
石川県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	金沢市幸町12番1号石川県幸町庁舎4階 (076)231-1110 (076)231-1601 午前9時から午後5時まで 月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

14 法人の概要

名称	特定医療法人 扇翔会
代表者名	理事長 宮崎 俊聡
所在地	〒921-8847 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1
電話番号	076-256-3366 (代)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 野々市市本町地区地域包括支援センター

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、重要事項説明書及び契約書により、重要な事項の説明を受け、これに同意します。

利用者 (住所) 野々市市

(氏名)

代理人 (住所)

(氏名)

(利用者との関係・続柄)